

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23320165

研究課題名(和文) 中世英独仏関係の国制史研究 帝国と王国と領邦

研究課題名(英文) Imperial power structure in Medieval Western Christendom -- empire, kingdom and land

研究代表者

朝治 啓三 (ASAJI, KEIZO)

関西大学・文学部・教授

研究者番号：70151024

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,700,000円

研究成果の概要(和文)：中世西欧カトリック世界の権力構造が帝國的であったことを解明した。ドイツに権力の核を置く皇帝家門、フランスに権力核を置くカペー、ヴァロワ家、イングランドのプランタジネット家の3者が、西欧各地の現地権力者をその権力核に帰属させながら、帝國的権力構造を使って平和領域を維持していた。

ドイツでは皇帝家門は領邦や都市の統治を現地権力に委ね、地域権力相互間の紛争解決者として領有権を保持して、裁判、軍事、治安維持、経済共同体としての帝國的構造を維持した。カペー家はフランスに、プランタジネット家はイングランド、フランス西半の現地権力からの帰属心の上に、海峡を挟む平和を維持した。3者間の紛争調停を教皇が担う。

研究成果の概要(英文)：Our project has investigated three imperial power structures from the 11th to 15th century in Western Christendom. The Staufens dynasty in Germany, the Capetians and the Valois in France and the Plantagenets in England and Western France as the core power of each imperial political unit kept peace within through the allegiance of local dominions, princes and burghers' community, by arbitrating dissensions among them.

In Germany each prince and imperial city governed by its own effort the subjects or burghers. To maintain peace among them, economic prosperity across Germany and defence against outsiders, princes and cities focused judicial and military power on the emperors, and sustained imperial power structure in Germany. The Capetians in late twelfth century ventured to collect allegiance of principalities and cities in eastern and southern as well as northern France to compete with the German Empire and 'Angevin Empire'.

The Popes kept the arbitrating function of the triplex.

研究分野：中世英国史

キーワード：帝国 領邦 都市 王国 帰属心 領有 統治 教皇

1. 研究開始当初の背景

ルイ9世期フランス王国の国制史を研究する渡辺節夫が、ルイが王国を独自の官僚や軍隊によって直接統治するのではなく、トゥールーズやアキテーヌに関しては、封建契約による王家への従属と、紛争解決の際の王家の仲裁、調停機能を通して、王国の一部へと帰属させる方式をとっていた、という見通しを述べた論文抜き刷りを、2012年のある時、朝治に与えた。朝治は従来からパトゥーレルのノルマンディに関するアンジュー帝国構造論に興味を持っていたので、渡辺の論旨からフランス王国の権力構造を、15世紀末に見られるような国境や国民意識が13世紀にも確定していたものとみる史観とは異なる見通しで、説明し得るのではないかと気づいた。すぐに渡辺にその旨を伝え、大学院生を動員して研究会活動を始めるという同意を得た。

朝治はそれ以前に、関西大学文学部の藪田貫教授との共同研究「19世紀のベルギーと日本」において、19世紀の帝国主義について研究していた。また同時期に日本とイングランドの歴史研究者が主宰するアングロ・ジャパニーズ・コンファレンス・オブ・ヒストリアンズの企画委員を務めていたので、その3年ごとの会議の企画を立てる際、大阪大学の秋田教授や東京大学の木畑教授との対話から、帝國的権力構造について、思考様式と知識を取得していた。さらに関西大学東西学術研究所の研究チーム(野間晴雄教授主宰)に加わり、1673年に起きたリターン号事件について調べた際、イギリス東インド会社は極東にまで商品としての毛織物を販売に来たことの歴史的意義を考察し、世界的視野での考察が必要であることを認識した。

これらの前提の上に、中世にも帝國的権力構造が成立していたことを深く確信して、より詳細な研究を目指すことを決意した。

2. 研究の目的

従来わが国の学界で支配的な、西欧中世世界の権力構造に関する一国完結史観を脱して、12~15世紀西欧カトリック世界にはドイツ皇帝家門、フランスのカペーおよびヴァロワ、そしてプランタジネット家の3つの家紋を権力の核とする帝國的権力構造が存在したことを、実証的、歴史的に提示することが研究の主たる課題である。欧米学界にも同様の主張があることを十分に調査したうえで、わが国のその考え方を紹介し、かつ自己の学界への貢献を示し得る論文集を刊行し、同時に大学生向け教科書を出版して、今後の世代に向けて、新しい史観を発信する。欧米学会でも研究報告する。後述するように、これらの目的はすべて果たされた。

3. 研究の方法

従来の一国完結史観では不十分であると思われる歴史上の諸事件の例を検討し、論じられるべき論点を明らかにする。

それらの論点につき、英独、独仏、仏英に分け、かつ時代を13世紀までとそれ以後とに分けて、実証的に研究する。

教皇権や十字軍のように西欧世界全体に及び歴史事項について、その分野の専門家による研究を分担者全員で検討し、3つの帝國的権力構造が併存し得た根拠を解明する。

15世紀後半、百年戦争の終結や、帝国最高法院の設立などによって、帝國的権力構造が解体する歴史状況を、一国史観とは異なる視角で解明する。

上記4点を国内各大学図書館蔵書、欧米大学や図書館蔵書、各国文書館未刊行文書を参照して明らかにする。研究会活動を通じて成果を交換する。国内外の学会で成果を研究発表し、学術雑誌に投稿する。

4. 研究成果

2012年に代表者の朝治、分担者の渡辺、加藤が編集者となり、協力者を動員して、『中世英仏関係史』(創元社)を刊行した。ここではノルマン征服、アンジュー帝国の成立、マグナ・カルタ事件、リチャード・オブ・コーンウォールのドイツ王選出、ガスコニュ戦争、ブルターニュ継承戦争、百年戦争などが、帝國的権力構造の視点で、新たな解釈を与えられ、一国完結史観とは異なる歴史像が示された。

2013年には東北大学西洋史研究会大会シンポジウムで、「西欧カトリック世界の帝國的構造」と題して、朝治、渡辺、加藤と連携研究者の青谷が、英独、独仏、仏英関係と、フランドルと英独仏との関係について研究成果を報告した。会場では一国完結史観の立場からの質問が提出され、報告者はそれらに、帝國的権力構造論と、一国完結史観とは排除しあう関係ではなく、併存し、相互に補完しあえる研究方法であることを応え、前者なしには、西欧中世世界の全体像を示すことは困難であろうと提案した。と同時に、我々の視角に共鳴する立場からの質問が、礫岩国家像を提唱する大阪大学の古谷大輔氏から提出され、今後ともに研究しようではないかとの提案がなされた。この成果は2014年に、『西洋史研究』43号に大幅に加筆されて掲載された。

我々の研究視角が独りよがりのものではなく、西欧の学界にも同様の視角を採る研究者がいることを確認し得た。そのうちの一人である、ウェールズのアバリストウィズ大学のビヨルン・ヴァイラー教授を2013年に招聘し、関西大学と京都大学とで講演会を開催した。講演の一部は朝治が翻訳して『史泉』117号に掲載された。

4年間の研究を通じて発見し、また確信を持つようになった成果を記しておく。第1は帝國的権力構造の発見である。中世西欧カトリック世界には、神聖ローマ帝国、フランス王国、プランタジネット家の帝国の3種の帝國的権力構造が併存し、教皇権が全体の調

整役を果たしていた。イギリスとかフランス、ドイツというのは 11 - 15 世紀段階では地域名にすぎず、王国名ですらない。「アンジュー帝国」が英仏海峡の両側にまたがっているように、国境線は海岸ではなかった。逆にブリテン島のすべてをイングランド王国が支配していたのではなく、スコットランドに事実上の支配権を及ぼしていたのはフランス王国の王権である。帝国がその支配下に置いていたのが、王国、公国、伯国、領邦、都市、司教領などの地域権力であった。それらの権力主体は、同等者や上級者からの軍事圧力に対抗し得る紛争解決能力を持つ上級者に、封建契約や同盟条約などで帰属した。その上級者は同等者から上級権力者として推戴される同意や協約の儀式を通して「王権」や皇帝権という帝國的権力体の核としての称号を帯びることが出来た。地域的に離れていても権力体の核に帰属する地域権力の支配する地域を含むすべての領域が、ある時点での帝國的権力構造の支配領域である。境界線は帰属心の付け替えにより絶えず変化した。独仏国境や英仏国境を思い浮かべればよい。フランドルは、フランス王家、プランタジネット家、ドイツ皇帝家の 3 者に封建的には従属しつつ、事実上独立していた。帝国という権力体の核になる主体は、それぞれの地域内部の代表者ではなくても、外部者でも勤まるから、フランス、アンジュー出身の伯家がイングランド国王となり得た。イングランド王の弟リチャードがドイツ王に選出され得た。カスティラ王アルフォンソがドイツ王選出に名乗りをあげ得た。プランタジネット家のエドワード 3 世は、母方の血統を主張してフランス王位を請求し得た。

発見の第 2 は統治と領有の区別である。帝国の核権力は支配地域を自ら統治するのではなく、上級者として領有し得た。領有者は領地を相続、結婚、売買、征服などを通じて獲得し、喪失した。領有権は領有される側の同意を必要としていない。これに対して統治権は被治者の同意を前提する。イングランド諸侯は王国共同体という団体を組んでジョンのイングランド王国統治に反対し、フランス・カペー家の王子ルイ(8 世)に、イングランド諸侯の団体と契約を結んでジョンと戦い、勝利の暁にはイングランド王として推戴する約束をした。実際にはルイは敗戦し、勝利したジョンの息子ヘンリ 3 世は、諸侯に対してマグナ・カルタを遵守する旨再確認して、王位を承認された。ドイツ王は直轄地では統治権を行使し得たが、領邦や都市には特権を付与するという形で、既存の統治権を追認し、自らは行使しなかった。カペー家のフランス王の直轄地は北フランスのごく一部であるが、最盛期のルイ 9 世時でさえ、アキテーヌ統治をプランタジネット家に封建契約を通して委ねた。イングランド王がアキテーヌを統治したのではなく、ヘンリ 3 世はアキテーヌ統治を現地の都市共同体や領邦諸侯に委

ね、エドワード 1 世は封建契約の登記にあたる文書を作成して、領有者としての自らを位置づけ、現地領主や都市はセネシャルを通して領有者であるプランタジネット家に帰属した。

発見の第 3 は帝國的権力構造における、王国共同体の位置づけが明確になったことである。一国完結史観では、イングランドの王国共同体は 13 世紀に文書に登場し、14 世紀には庶民を含めた、議会の議員を選出する社会層が構成する権力母体として位置づけられ、その起源はアングロ・サクソン時代後半、エグバートが覇者になった時、9 世紀に現れたと見なされている。国王から一般自由人までのすべての社会層から構成されるという図式である。帝國的権力構造論の立場から見ると、王国共同体が権力体として機能し得たのは、アンジュー帝国の中でもイングランド王国においてのみである。フランスでもドイツでも見られない。とすれば、それらの地域には王国共同体に代わる、統治を担う権力体が存在していたと考えられる。すなわち地域権力体の在り方は、イングランドとスコットランドの間でさえ異なり、ドイツ領邦では全く異なる権力構造が、現地権力者たちによって作られ、領邦として帝国の核権力に帰属していたと見なすことができる。イングランドに諸侯が主体となる王国共同体がまず出現したのは、1154 年以来国王が不在がちで、統治を担う権力主体としての国王代理と諸侯会議とが協働する習慣があったからである。これがイングランド的特色である。

現地諸権力と地域権力とが結ぶ権力関係は複雑で、地域、時代ごとに異なるため、詳細な解明が必要であり、今後の研究計画を私は立てているが、研究費申請が採択されることが次期総合的研究会活動進展の前提である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 30 件)

朝治啓三「ノルマンディ公のタイトル—ロ口からジョンまで—」, 科学研究費基盤研究(B) 報告書(代表: 江川温)『中世カトリック圏君主権の神話的・歴史的正当化』, 査読なし, 単著, 13 - 20 頁, 2015 年。

朝治啓三「アンジュー帝国」, 「マグナ・カルタ」, 「百年戦争」, 「リターン号事件」, 丸善出版, 査読あり, 486-7, 488-9, 490-1, 568-9 頁, 2014 年。

朝治啓三「ヘンリ 3 世とフリードリヒ 2 世時代の英独関係」, 『西洋史研究』43 号(東北大学西洋史研究), 査読なし, 単著, 225 - 237 頁, 2014 年。

Yoshihisa Hattori, Communication, Conflict, Ritual and Order: An Introduction, *Political Order and Forms of*

Communication in Medieval and Early Modern Europe, Italy, pp.7-29, 査読なし、2014年。

青谷秀紀「12世紀フランドルの修道院説教史料と歴史的アイデンティティ」『駿台史学』151号、23-52頁、査読なし、2014年。

Atsuko Nakamura, Anglo-Norman Knights and the Renewal of Charters: Examples from the History of the Church of Abington, *Political Order and Forms of Communication in Medieval and early Modern Europe*, Italy, 179-197, 査読なし、2014年。

朝治啓三「帝国で読み解く中世西欧カトリック世界の構造—神聖ローマ帝国、フランス王国、アンジュー帝国—」『西洋史学』、査読あり、単著、249号、pp.20-32、2013年。

朝治啓三「1259年パリ条約以後王子エドワードのボルドー政策—領有者プランタジネット家と都市コミューンの交渉—」『西洋史学』、査読あり、単著、251、2013年。

渡辺節夫「フランス中世王権の拡大過程と諸侯権力(1152-1270) シャンパーニュ伯関係資料の公刊と注解」『青山学院大学紀要』54号、査読なし、103-128頁、2013年。

渡辺節夫「中世独・仏関係史の中の王権と皇帝権」『西洋史学』249号、査読あり、25-28頁、2013年。

渡辺節夫「フランス中世における国家とネイションの形成」『近代国家の形成とエスニシティの比較的研究』査読なし、145-181頁、2013年。

加藤玄「中世英仏関係史の研究動向 2000年以降の欧米学界を中心に」『西洋史学』249号、査読あり、29-32頁、2013年。

加藤玄「Domination in Medieval Languedoc」『日本女子大学大学院研究科紀要』19号、29-36頁、査読なし、2013年。

田口正樹「中世後期におけるライン宮中伯の領域支配とヘゲモニー」『北大法学論集』64-6、査読なし、1-38頁、2013年。

田口正樹「ルーポルト・フォン・ベーベンブルクの帝国論 14世紀中葉の帝国とドイツ人」『北大法学論集』63-1、1-45頁、査読なし、2012年。

朝治啓三「王国史から関係史へ」『中世英仏関係史』創元社、査読なし、単著、1-5頁、2012年。

朝治啓三「帝國的国制とは何か」『中世英仏関係史』創元社、262-274頁、2012年。

西岡健司「スコットランドと英仏」『中世英仏関係史』創元社、査読なし、232-248頁、2012年。

轟木広太郎「カペー家フランス王国とアンジュー帝国 1154-1204年」『中世英仏関係史』創元社、査読なし、34-49頁、2012年。

小野賢一「教皇権と地域諸権力の関係」『中世英仏関係史』創元社、査読なし、187-203頁、2012年。

21 花房秀一「13世紀前半ノルマンディにおけ

るカペー王権と在地貴族層 クロスチャネル・バロンズの検討を中心に」『西洋史研究』41号、81-102頁、査読あり、2012年。

22 朝治啓三「中世英仏関係に見る境界都市ボルドー」『境界域から見る西洋世界』ミネルヴァ書房、査読なし、175-200頁、2012年。

23 渡辺節夫「フランス中世王権の確立と世俗貴族層の動向」『青山史学』30号、1-19頁。査読なし、2012年。

24 服部良久「ヨーロッパ中・近世史におけるアルプス地域 山岳地方における社会・国家・コミュニケーション」『京都大学文学部研究紀要』51号、71-106頁、査読なし、2012年。

25 Kenji Nishoka, St. Kentigern and the Isle of Britain: Scotland and Britain viewed from Glasgow in the twelfth century, *Haskins Society Journal Japan*. No.4, pp.33-38, 2012, 査読あり。

26 朝治啓三「ヘンリ3世時代のガスコーニュ・ボルドーと英仏王権」服部良久編『中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序』、査読なし、単著、2011年。

27 田口正樹「ペーター・フォン・アンドラウの帝国論 15世紀中葉の帝国とドイツ人」『北大法学論集』63-2、査読なし、1-47頁、2011年。

28 青谷秀紀「赦しのポリティクス 中世後期ネーデルラント都市の贖宥のブルゴーニュ公」『清泉女子大学紀要』59号、21-36頁、査読あり、2011年。

29 上田耕造「シャルル7世の顧問官 フランス王国の転換を導く者たち」『西洋史学』238号、査読あり、20-38頁、2011年。

〔学会発表〕(計10件)

加藤玄「フランス中世学界における territoire 研究の現在」、都市史学会大会、東京大学、2013年12月15日

朝治啓三「フリードリヒ2世とヘンリ3世時代の英独関係」、西洋史研究会大会、立教大学、2013年11月10日。

Makoto Kato, Creating Identities in the Hundred Years War: Aquitaine, Gascony and Bearn, the 8th Japanese-Korean Symposium on Medieval History of Europe, 慶應義塾大学、2013年8月22日。

朝治啓三「1259年パリ条約以後王子エドワードのボルドー政策—領有者プランタジネット家と都市コミューンのコミュニケーション—」、西洋史学会、京都大学、2013年5月12日。

Yoshihisa Hattori, Community, Communication and State in the Late Medieval Alpine Region: A Survey from Comparative viewpoint, Communities and Conflicts from the Middle Ages to early Modern Europe, *Storico Italo-Germanico*, Trento, Italy, 2013年3月27日。

Keizo Asaji, Plantagenet Bordeaux

1242-1261, Medieval Association of the Pacific, Univ. of Santa Clara, USA, 2012.

Keizo Asaji, Plantagenet Gascony through Matthew Paris, Anglo-Japanese Conference of Historians, Trinity College, Cambridge, UK, 2012,9,11-14,

中村敦子「アビンドン修道院史に見られるアングロ・ノルマン君主の証書発給」第80回西洋史読書会大会、京都大学、2012年11月3日。

Hideki Aotani, The papal Indulgence as a Communication Medium in the Conflict between Charles the Bald and Ghent, 1467-69, The 19th Leeds International Medieval Conference, 2012,7,10, UK.

花房秀一「ノルマンディ地方のエキシエの変容とフランス王権」「教会と社会研究会」早稲田大学、2011年7月30日。

〔図書〕(計4件)

渡辺節夫『近代国家の形成とエスニシティ比較的研究』総301頁、勁草書房、2013年。

上田耕造『ブルボン公とフランス王国 中世後期フランスにおける諸侯と王権』晃洋書房、総240頁、2013年。

朝治啓三、渡辺節夫、加藤玄編著『中世英仏関係史』総327頁、創元社、査読なし、共編著、2012年。

朝治啓三、田中きく代、中井義明、高橋秀寿編著『境界域から見る西洋世界』総325頁、ミネルヴァ書房、査読なし、共編著、2012年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~asajik/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

朝治 啓三 (Asaji, Keizo)

関西大学・文学部・教授

研究者番号：70151024

(2) 研究分担者

渡辺 節夫 (Watanabe, Setsuo)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号：70036060

加藤 玄 (Kato, Makoto)

日本女子大学・文学部・准教授

研究者番号：00431883

田口 正樹 (Taguchi, Masaki)

北海道大学大学院・法学研究科・教授

研究者番号：20206931

服部 良久 (Hattori, Yoshihisa)

京都大学大学院・文学研究科・教授

研究者番号：80122365

(3) 連携研究者

中村 敦子 (Nakamura, Atsuko)

愛知学院大学・文学部・准教授

研究者番号：00413782

轟木 広太郎 (Todoroki, Kotaro)

ノートルダム女子大学・文学部・准教授

研究者番号：60399061

西岡 健司 (Nishioka, Kenji)

大手前大学・総合文化学部・講師

研究者番号：70580439

青谷 秀紀 (Aotani, Hideki)

明治大学・文学部・准教授

研究者番号：80403210

(4) 研究協力者

小野 賢一 (Ono, Kenichi)

研究者番号：なし

上田 耕造 (Ueda, Kozo)

研究者番号：なし

花房 秀一 (Hanafusa, Shuichi)

研究者番号：なし

亀原 勝宏 (Kamehara, Katsuhiro)

研究者番号：なし

横井川雄介 (Yokoigawa, Yusuke)

研究者番号：なし

大谷 祥一 (Otani, Shoichi)

研究者番号：なし